

＜世帯員の取扱いについて＞

就学援助の申請世帯は、**原則、住民票上の世帯員のみ（児童生徒を含む世帯）**となりますが、下記の場合は世帯に含めて審査を行います。

（例外１）保護者が仕事・介護等の理由で別住所に住民登録をしている場合

世帯に含めて審査を行います。なお、該当する保護者と同世帯の方がいる場合はその方も世帯に含めて審査を行います。

別世帯の保護者が区外在住の場合は、住民票（世帯全員が記載されているもの）と所得を証明する書類（２－（２）－②を参照）の提出が必要となります。

（例外２）保護者が住民票上同住所別世帯となっている場合（世帯分離など）

世帯に含めて審査を行います。

（例外３）保護者以外が住民票上同住所別世帯となっている場合（同居の祖父母など）

保護者が同住所別世帯の方を、「税法上」扶養している場合に限り、同一世帯に含めることができます。申請書に扶養していない方が記入されている場合は、世帯から除いて審査します。

（例外３の例）

北区王子1-2-3〇〇方	
父	
母	
本人	

北区王子1-2-3	
祖父	
祖母	

この場合、原則は３人世帯（父・母・本人）での申請になりますが、父又は母が祖父母を扶養している場合に限り、５人世帯で申請することができます。

（例外４）事情により、保護者と児童生徒が別世帯となっている場合

原則、保護者を含めた世帯で申請してください。この場合の申請者及び援助費の受け取りは保護者となります。ただし、児童生徒のいる世帯と保護者の世帯の生計が別である場合は、児童生徒のいる世帯で申請してください。この場合の申請者及び援助費の受け取りは、児童生徒のいる世帯の方となります。

別世帯の保護者が区外在住の場合は、住民票（世帯全員が記載されているもの）と所得を証明する書類（２－（２）－②を参照）の提出が必要となります。

（例外４の例）

〇〇区〇〇1-1-1	
父	
母	
兄	

北区王子1-2-3	
祖父	
祖母	
本人	

この場合、原則は６人世帯（父・母・兄・本人・祖父・祖母）での申請になり、申請者及び援助費の受け取りは、父又は母となります。

父母と生計が別である場合には、祖父又は祖母を申請者（及び援助費の受取人）として、３人世帯（祖父・祖母・本人）で申請してください。

※ 父・母・本人の３人世帯で申請することはできません。

※ ６人世帯で申請した場合でも、通知等の送付先は本人（児童生徒）の住民登録地の世帯主宛てとなりますので、ご注意ください。